

令和4年度特定最低賃金業種について経済センサス基礎調査等により推計された適用を受けるべき労働者数

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（労働協約ケース）

* 特定最低賃金業種の労働者数 26,278人

↓

適用除外の業務等及び労働者数

(①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、③清掃又は片付けの業務、④操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務、⑤組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務、⑥運搬（動力によるものを除く）、用務員、賄いの業務)

適用除外労働者数 6,567人

↓

* 適用を受けるべき労働者数 19,711人

各種商品小売業（公正競争ケース）

* 特定最低賃金業種の労働者数 7,153人

↓

適用除外の業務等及び労働者数

(①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、③清掃、片付け又は賄いの業務)

適用除外労働者数 990人

↓

* 適用を受けるべき労働者数 6,163人

自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業（公正競争ケース）

* 特定最低賃金業種の労働者数 6,715人

↓

適用除外の業務等及び労働者数

(①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、③清掃、片付け又は賄いの業務)

適用除外労働者数 333人

↓

* 適用を受けるべき労働者数 6,382人

※ 平成28年経済センサス活動調査「都道府県・産業・常雇規模別事業所数及び労働者数表」及び労働保険適用状況等並びに令和3年度最低賃金基礎調査結果からの推計による。